

2020年4月7日  
株式会社 東武百貨店

## 緊急事態宣言発令に向けた営業に関するお知らせ

株式会社東武百貨店（本社：東京都豊島区）は、4月6日に安倍首相より改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7日にも発令すると表明されたことを受けて、4月8日から池袋本店ならびに船橋店の営業を変更しますのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 営業について

1) 変更期間 2020年4月8日（水）から5月6日（水）を予定

## 2) 変更内容

店名	変更点	営業時間
池袋本店	臨時休業 (B2F 食品フロアのみ短縮営業)	11:00~18:00
船橋店	臨時休業 (B1F 食品フロアのみ短縮営業)	

※一部店舗・施設の営業を休止する可能性があります。

## 2. 従業員の出勤について

これに伴い、従業員の出勤を抑制することで感染拡大リスクの低減に努めます。

## 3. 衛生管理の強化について

- ① 店内のアルコール消毒・清掃の強化、従業員の手洗い・マスク着用をこれまで同様に徹底し、お客様と従業員の感染リスクの低減に努めます。
- ② お客様には館内入口でのアルコール消毒、マスク着用、また店内でのソーシャルディスタンスへのご協力をお願いし、お客様と従業員の感染リスク低減に努めます。

※2020年4月7日(火)15:30時点の情報です。変更がある場合は随時HPにてお知らせいたします。

以上

## 【報道関係者様お問い合わせ】

東武百貨店 池袋本店（豊島区西池袋 1-1-25） 広報部広報課 直通Tel：03-5951-5210（坪田・本村）  
船橋店（千葉県船橋市本町 7-1-1） 販売推進部広報担当 直通Tel：047-424-3915（堀合）